小笠原島紀事 三十

三十二

~~和書門 類~~
~~三七七四 號~~
~~二 函~~
~~一 架~~
~~三三 冊~~

内閣文庫
和書 類
三七七四 號
三三 冊
七三 函
一四 架

内閣文庫
番號 和 3774
冊數 33（32）
函號 173 179

内務省

太政官文庫

図書局文庫

小笠原島紀事巻之三十

目録

○天保土州人無人島漂流記
○漂客談奇（抄録）
○弘化無人島漂流紀聞
○護送紀略
○撫養船水主漂流日記

明治十五年[illegible]謄寫

内務省

天保十一（庚子）土州人無人島漂流記

土佐国

宇佐浦漁船之頭

傳蔵（当子四十九才）

水主

重助（年不知）

同

五右衛門（当子廿七才）

右三人兄弟也

同

寅右衛門（同三十八才）

炊

万次郎（同二十六才）

右之者共今嘉永五子年迄十三年跡正月五日

漁の為宇佐浦出船五日六日と居浦の南海ニ到り七日の日ニ至て朝風強く東方（ホノテ）あたりニ漂ひ夫より再ひ辰巳北方へ流さる櫓四挺共悉く打損し只風ニ任せて沖高く漂ふ十日朝風雨荒く衣服各湿りて患難甚し十二日の晩方ニ至りトヲクロヲといふ小島海上ニ浮ふを見船頭傳蔵申せハ多海ニ浮ふ上ハ必近き辺ニ島あるへしと見渡せニ忽然として遥ニ一島あり漸く島ニ近くといへとも岩石屏風を立る如くにして着へきの所なし兎角する内少し平なる處を見當ニ船を寄船破損せれハ五人とも千辛万苦して上陸す是十三日四ツ頃此事なり各飢ニのそミ船の破れたる物も志ふし御識ひ難く岩ニ取付たるまゝ手ニ流れかゝれる海苔敷を食ふ是ニて疲たる体推量すへし

一此島食物なしトフクロウ鳥巣をくひ居るを捕是を割て日ニ乾し又ハ生ニて汐ニもミ是を喰ふ

一嶋中水乏く難儀す漂着の節水桶二ツ儀ニ寄

内務省

たる処拾ひ取岩より志ゞる水をとり置是を飲其水も少し日和續けハ絶る又付小便を手に受て飲て渇を凌く夫とても飲物乏くなけれハ小便出てせし

一磯小東向たる穴一ツ許り是を常の住居とす

一嶋地廻り半道もあり（岩本の長平か流されたる無人嶋の地ハ二里計と有）草木不生シヤシヤブ芦茅の類のミ頭上平にして井阿り是に溜りたる水を飲て大に力を得るといふ又側に墓の如きもの二ツ許り（長平か立たる墓ハ二ツ許り候）

一四月中に至りトフクロウ皆巣を立ち再嶋に至らく磯邊に下りて海苔の類を取て是を喰ふ

一トフクロウ嶋に居て雛を育つるとき鰯又鯨の肉をくはへ来る是を追落し其肉を食ひる事を得たり

一五月三日四日頃ハ一同饑て働き得ず其中にも重助ハ病身にて以前より病伏して起る事能ハす兄弟とも海苔類を取与へて看病す

一万次郎事ハかく饑ニ及ふとも気丈ものにて元気を屈せす健なり

一五月末洋中より大船来る五人の者ともに大ニ悦ひ帆けたの儀ニよりたるを衣を振り（本ノマヽ）高く上け頻ニ是を招く右大船次第ニ近寄り小船を下し来り五右衛門伝蔵万次郎を乗せ本船ニ而鳥嶋ニ二人残たるよし仕形すれハ再ひ船を寄せ寅右衛門重助を乗せて帰る

一此船大東洋北アメリカ国の鯨船ニ而船頭をフイツベルといふ者是テマハ船積の船なり

一むしめ此大船ニ乗たるとき炊（カシ）きと覚しき人大なる唐芋一人ニ一ツヽ授てやりてフイツベル出来りて炊（カシキ）を叱る体ニて彼芋を取り入り再ひ小さき麦の餅を授て又次ニはこれ大なるを与へ終ニ常人の食ニつかしむ

一此船島近く寄たるハ鯨の漁猟鰹類の魚をとり食用とし右等の魚大洋中ニハ居たる故島を見島ニよりしとハ後ニ聞ぬ

一洋中鯨を取るニハ見付たる時ハ八艘のテンマ

内務省

を下しモリを以て追突す其弱たると把皮肉の間に長刀の如き刃物を入皮をとり肉ハ洋中に捨置く前に志るしたるトフクロフ鯨の肉を久ら人来るハ是那り

一右鯨皮を以て油を取るにハ前に取たる油志を薪の代として是を焚て取るよし油ハ樽（タル）につめ又蝋燭の如く製して諸国交易す

一其年の霜月ウハウ国（北アメリカの西海則日本の大東洋中にあたる島の名）に着船す（異人のウノ字を能ぶきハウといふに似たり）

一ハフ国太サ大抵四国位七島有り甚繁栄す此国近来アメリカより人道を教て諸国交易此津と成西洋国々の船も入津し日本大坂の如き地にて遊女町なともあり

一右の鯨船此国に入津しアメリカより居置たる役人タブタデヨチと申人に傳蔵初四人を頼置鯨船ハ万次郎一人乗せセツセツセといふ所に着岸す是ハアメリカ国中の船頭此住居する所なり（万次郎ヵ至る国ハホストンの内マセツセ国カンテフレツニヒトヲル郡ウリヨンアイチフイチセトいへる所あるをセツセツセと聞あやまりなる歟）

一四人の者共無人島にある節より切髪に相成

ハワ国にても何国の人といふ事を知られ言語通せん彼国人ハ弐朱と寛永通宝とを出して此国の人なりやと仕形すれハ四人平伏してやうて日本人とさとりたる躰なり

一右弐朱判寛永銭ハ以前大坂の人流されたるとき持渡りしとなり

一四人ともタフタチヨチに計りて渡世せん事を留め依てタフタチヨチの世話にて荷物日雇の類をもしむ

一ハワ国時候常に日本九月頃のことく年中羅紗を枚を着し躰なり

一祭礼ハアメリカの教にて月に七日〻〻に日本元日

一髪ハ惣髪なる紐組子に打女ハ日本天神結といへるに似たり頭上に束ね結ひ白粉紅の粧ハおさんす衣服羅紗木タシカケ也

一上品の人常に鉄炮を携日本の帯刀の如し上下ともに朱タシ黒タシの類を以て杖を製し是を持時を告るにハ滝口に六貫目位の石火失矢を居へ是を打

一七島一王あり王死する時ハ棺槨ニ納め日本土藏の如き室を造りて是を入官人會して祭礼す土塊以て埋ることとなし王以下士官の者ハ棺を用ゆ棺の製臥棺ニして畧本邦の製ニ同し只頭の方甚大ニ足の當る所殊ニ狭し下品ハ火葬なり忌中ニ笠を被る事日本ニ同し

一此國ニ日本人持渡る所の太刀あり甚鋭きを見て武器國と称す

一重助事ハ無人島ニありし時の病症指重りハ此国ニ於て死ル癩の症と寛右衛門も吐血の症ニて大切ニ煩しか彼国の医類ニ血をとり全快す惣て此国のみならす異邦ニハ食物ニ油を多く用る其毒の為ならしむるならんと思はれしよし

一傳蔵をしめ三人をもたらきたる金を以て家作し三人一所ニ暮せしなり日雇の暇ニハ農作をもなし寛右衛門ハ大工業を仕覚へて是を業とし一体彼国の人温和ニして働ニくき變三人の者共仕事のはかとりを兵ひ分外の賃

銭を得たるよし也

一傳藏事ハ日本ニ而筆之丞と呼しが彼国人如何ニしても筆之丞と呼得ざるにつき傳藏と革名ス五右衛門寅右衛門ハ其儘なり

一傳藏五右衛門帰国の志頻りして彼国の役人に頼み何卒帰国致させ呉様申入ると無ほど最初フヽツヘルより頼まれたる事故慥なる事なくしてハ取計ひなりがたしとて二人とも證文を書差役人手前ニて[illegible]清（かんとん）[illegible]舟に便を乞て彼地出帆する日を経て蝦夷の地方にいたる蝦夷人帆影を望み為に篝火を焚き用心の体なりやうて一為上陸すれハ為夫迹去て一人も出逢に然とも此所漸ゝ日本に近きと見へ當所と覚しき家作あるも日本の家作に類し板捨たる草鞋なと日本製の内より弐人の者共船頭に向ひ此為に残し置呉と棒にと申せとも船頭も折角頼まれ来事故慥に日本人に手渡しいたさずしてハ本意なしとさるよしにて船にのせ再ひ八ツ国に帰る是彼国に至て六年目の事なり

一寅右衛門思ふ子細もあるや彼国に留りて弐人の帰国に同心せす

一ハワ国よりアメリカを称してメリケンといふ

一ハワ国夏芋を専ら作る唐芋の大なるものハ廻り尋に及ぶ肥しなとも及ハす植たるまゝにてよく繁茂す菜類も植付出来ハ宜といへとも味ひ日本に比すれハ劣れり

一万次郎事ハアメリカ国着舟の後フイツヘルの世話を以て日本寺子屋といふ築き家に弟子入りし手跡学問を習ふ其師ハウインスといふ人也

一最初ハ一切フイツベルの世話を受るといへとも次第に彼国風になれて言語も好く通し後々ハ用便の使しなとし其身の働きを以て師家の勤免筆墨書籍の料ハ自分是を弁へフイツベルハ食物の焚（賄く）（莫ノ字誤カ）をかくるまでの事也其中ひさしく師に随て他事なく学ひし事ハ六年中の事なりしよし

一アメリカ風俗ハハワ国に大同小異惣しての

一政事ハ日本ニ類したり人物温順寛厚にして悪をなさず国ニ十二ヶ条の法令ありて人よく是を専（原ニ守リ无）ら乱るべからず人殺盗賊なとを隠てなし偶ある時ハ捕る術ありて時を移さずといふ

一北アメリカ三十四国ニ分て七人の王有り時候ハ日本ニ同しく四時有之

三十一国なるへきニ四ヶ国といふ訳あるへし

或人勇次郎ニ聞を時候ハ日本国ニ同し一年ニ米三度熟と是等ハ彼国ニ於て日本五増倍と聞え種々の違あるへし勇次郎アメリカ六ヶ国位踏しなり

一王ハ国中の賢人を撰ミ衆評し是を立つ四ヶ年ニして位を退く至て賢ニして衆（原ノマヽ）る時を年継して八ヶ年ニ及ふ退位の後ハ隠居の料ありて生涯安楽を得と

一官人大名等なりといへとも権威を以て人ニ示す事をせず王の往来する一僕を供して足れりとす是を以て国中の順朴至治のあり様

見へし

一此国元来伯蘭陀の世話を以て開けたる国故
れを何事も蘭ニ類す年号開闢より只一ヶ年
まていつ迄も過るなり一年十二月日本ニ同
し且正月の規式とてもなし

一往来車ニ乗る常車十六人位也（大なる車もあり）蒸気
船の仕掛を以て火もて是を遣る疾事甚し往
来の道巾至て広く件の車を以て是を馳すれ
は千里を遠しとせす又蒸気船もあるといふ空
船は子細ありて禁制し當時無之

一国王の宅ハ殿造りニ城郭無し屋上大鏡を儲
け百里外まても是ニ写しとり子細ニ見るな
り諸侯ニも大城を構へたるもまゝあり

一人品上下衣服の色を以て分別す百姓といへ
とも学力を以て登庸せられ学力ある者ハ官
人ニあらさるも上品の服を許され用ゆ

一雪隠二段ニして一の段ニ穴ありて夫ニ尻を
居へ下段ニ足を下して用を调ふ

一人寿長し常ニ七八九十の人耕作するニ達者
なり百二三十位の人まゝ多し

一此国今開ける事最中の国ニて学術年々ニ精し

一婚禮式ハ日本熨斗遣ひの如き礼あり此礼すむ以後ハ其男女親く往来し物見遊山等ニも相伴ふ期して其情厚く見居への出来たる後改免て神祇ニ盟ひ告て夫婦となる人情[illegible]淫なれとも風猥なることハ決てなし

一食物ハ日国ニ大方同し麦の粉ニ玉子油塩を調して是を蒸し食するを上品としハンと名付く味噌酒なく塩を以味付る

（食物豕猪牛猪の肉ヲハニナド、一番ニモリ各膠掛テ是ヲカコミカ子ノ箸一ツヲ以テ突テ食ス鳥類ハ常ニ食スレトモ魚ハ血ヲ破ルトテ稀ナラテハ食セス猪ヲヒンニト云）

一上品の人ハ酒を呑を恥とし仮令呑とても以てこれ薬用の為のミ下品ハ酒を呑事日常ニ同し酔人を見てハ甚賤しむといふ酒の品日本ニ比すれハ大ニ劣れり

一近頃南アメリカ国辺の民争ありて終ニ合戦ニ及て北アメリカ勝利を得たり此戦万次郎鯨舩ニて親く見たるよし

一文武盛にして刀鎗の遣方もあり最早馬を修行す驢馬の影あれとも武備に用ゆる所なし日本の馬に替りなし

一医師いまた開けすして拙なし蘭国より出医師あり是迄も有名人を来らせ国中近来日本病と号せる一種の大疫病ありて是を病む時は大なる桶に水を入病人を其中に居らしめ甚しきは土を掘て埋め其首計出し置是を熱を醒すの術とす故に一度病む者稀に出る事かたし是の一条にて餘を推すへし

一種痘の事ハ何方にても行はる其中イキリス国を別而痘荒き地故甚盛に関てアメリカハ痘出れハ反物にて是を堀捨るに子細なく平愈す故に瘡の痕有る人多し然れとも此療治にて人を損する事なし故に種痘の法を不用

一鳥獣大体日本のことし虎象あり獅子ハなし

一国中無双の大木多し日本なとにハ曽て見さる物也

一切支丹の邪宗アメリカ地方にハ是を忌て禁制す

一万次郎彼国にてハメヘシタチヨンコンと呼ぶ

メヘミタとは尊稱にて日本殿と呼ぶが如し彼
風俗物を稱する何事も逆なる故殿と言を上
に置て名を下に置く故メヘミタチヨンコン
といふ万次郎アイロベルに従ひ又は獨立て
も鯨船に乘り世界を周流す日本海中をも四
度廻り五度振に日本船に逢ひパン二々攄贈
りし事あり大躰鯨六七百を捕て油を製し帰
國し又は外國に是を交易す
以前對州侯より異船土佐へは何方へ行ぬ
と尋しとの御届あると覚なり是万次郎な
るよし

一或時は氷海に入て鯨を取北海は寒氣強く氷
り多る故鯨臭鈍くして捕安し船の子丑に鋸弐
挺仕懸氷を割て往来は氷の山あり此山は海
中に氷積りて成す所なり時として崩るゝ事
有舟人甚恐るゝといふ

一天竺の内又ハジヤカタラ黒坊國へも上陸し
て黒坊は赤道直下の國にて人物色黒く鍋す
みを塗たる如し元より不毛の地にて只椰子
多く生す此実を取て食用とす又葉を取割き

編て腰に纏ひ隠所を覆ふ男女共同し然ことと
も船着なとを遊女町なりと云ふ又信に一種
同く裸国あり人物黒坊なり食物風俗前に類
す死すれハ集り来り是を食す蘭人の忌する
所の黒坊を此国の人に非すと云新黒坊国へ
上陸するを害あるに付数十人を度に上りて
水をとり又ハニアヘニ烟草の類を与へて交
易する事もあり

一黒坊人耳鼻腕に鐶を入る

一万次郎周流の砌をハフ国の船を考傳蔵等の
三人に尋逢ひ久別離の情を述さて熟れも帰
国の思ひ切るれを再會しを得に計らん事を
約し万次郎をアメリカ帰る此時傳蔵五右衛
門の弐人ハ蝦夷より帰りてゆきた湊に船急
りせし折なり

一万次郎ハハフ国より帰国の約を成せしより
熟とを業するに此一條金に乏しくてを指つる
へる節も有へしされを迚是迄フイツヘルの
厚恩を荷て彼か金銀を貪る事本意に非す南
アメリカによき金山あれを彼地に至り是を

得て用意すへしと家人をも能程に言くろめ
て遂々と彼地に至る其処に温泉ありて金を
自然温泉に湧き堅くなりたるをとるなり万次郎
多分の金を得てやうて北アメリカに帰り来
る

一万次郎儀ハ人島の危難を救はれし以後フイ
ツヘル殊深く万次郎の志を重して仁恕（慈）を蒙
る事父母よりも厚し学問等も日々に進を以
フイツヘルも徃々已か家を譲るへき心底に
や姪を以て万次郎に縁組し（未婚を成さすと）いへとも病に死
（す風俗なり夫妻の情なと已に厚しと云）家政を立指揮致させる
に付万次郎儀も恩に感き帰国の事実に本
意とハ恩を称すとも故国を思ふ情しきりに起
りて止事得す且ハ傳蔵ホの年を経て待ひ
んも心に掛り家人且妻とすへき女なきを再ひ
金山に至り大利を得ん事を申聞心なからの
暇乞してフイツヘルの家を出船便を得てハ
ワ国に渡傳蔵ホに會すと云

一万次郎傳蔵ホを談合し仮令船便を得て日本へ
海に至共大船を着る事を叶ひ難きに付自力

を以て小舟を造り夫より上陸すへしと銘々
持合の金を出し艀一艘造り之始アメリカの
商船のハワイに係るに便に所乗船して琉球国
四十里斗沖にて彼艀を下し三人取乗琉球国
に着岸仕

一寅右衛門事も此度ハ倶に帰国の営にて蓄積
追々致す所万里の波涛と云事に帰国無覚束
との初念を以再ひハワイ国に留る万次郎ホ琉
球国へ上陸の御便を乞ひ高船へ頼み無難帰
国調に申付寅右衛門も追ゝ存立可帰旨書翰
を遣りしと也

一万次郎はハワイ国よりフイツヘル方へ恩に報
むくの断又妻とすへきものへも約に違ふ云
訳細く認め便を得て遣となし
万次郎アメリカニテ用ゆる処の衣服并道具
数年万国にて結構なる品々多分ありといへ
ともフイツヘルに報恩の
一端と存し残したりといふ

一球国着岸の後ハ薩州より被備置役人の手に
渡薩州に渡海し（船中士格の人も附人にて守護いたしよし）薩
州にて御丁寧の御扱被仰付日本の衣服等をも
拝領仕よし

一薩州より長崎ハ送り被仰付長崎ニて揚屋入罷り成る（此揚屋甚ゆるやう成るものニて浄瑠理語りの類も日々参る由也初ニて日本語大ニ熟す云髪も日本流ニ結ふ由也）

一アメリカ国日本詩歌の如きもの行り又長崎より帰国の途中アメリカの小唄をうたふ其文句を和解すれを
向ふの坂を恋しき人かパンをくりし来る日ニを涙をいさみて

一此度異国より携来る道具小さき長持三棹也
世界ニ割ル鏡　世界の図七枚
アメリカニテノ横文字日記　金山ニて写す全
書翰数通　書物十巻
地理道具品々　鉄砲三挺
衣服品々猶数品有
右之内ニて長崎御奉行より御渡ニ相成品々
蒲團枕　衣服品々
世界図三枚（七枚ノ内）　鍋釜之類
アヘン烟草少々　コヒハツ
右之外尚あれとも不相分
右之話ハ藤鋳鮮明万次郎より承り候且其

今長崎へ御差立之面々の噺を聞し処を交へて記す然れとも日々ニ新語多くして諸説種々の違ひ多し後万次郎ニ逢て是を正すへし

一先達而風説書ニ南アメリカの境パナマの地を切抜申様の説御座候へ共切抜不申候其訳ハ抑万次郎漂着の節も彼地ニて其詮議有て日本大東洋アメリカの西側の地辺の海面高く御座候故切抜候時ハ潮押来り大船往来も出来可申哉と申事ニて御座候処又詮議替り申趣御座候其訳ハ第一パナマゟボストンニ近辺の海潮沸騰する事甚敷御座候故若切抜候時ハ南アメリカの地漸々沈可仕と申事ニて先丈なりニ止り居申趣御座候

右者南玄仲へ川本張静ゟ書翰写

附言

一土佐の漁師万次郎といへるものの米利幹へ漂流凡十ヶ年も過一昨年帰朝ニ而長崎ニて申立書外ニ或者の聞書等を見るを得たり此頃御呼寄ニ成り所々へ招請され彼国

の事共といふ（原ノて、）の由此頃聞ヘ新規御普請
役掛ニ被為抱江川太郎左衛門手附ニ被
仰付候趣大槻盤渓ゟ集候の答書ニ集（原ノ、）ニ所
あれを書ぬく答書六月八日附也一昨年帰
朝の土州漂流人万次郎咄ニも日本近海捕
鯨等之節薪水等無差支様東海ニ而一ヶ所
貰請度由米利幹人申聞候儀有之由ニ候
得ハ云々

左かし余り見し書（原ノ、）此所ハ日本へ望之の事なとのうハさニつてなし

前文申上候土州漂流人万次郎儀ハ天文有
之者ニ而米利幹滞留中殊之外彼国之者ニ
愛重被致学校ニ入天文測量算術炮術等迄
皆傳相受罷帰候由殊ニ米利幹人ニも十ヶ
年も相交候儀定テ南部渡来之千餘人中ニ
も万次郎懇意之者茂可有之此者儀を土州
侯ハ被仰付兼ゝ御召寄ニ相成阿蘭陀通詞
同様被仰付此度之掛合役ニ被召遣候ハゝ
彼国之事ニも返し（原ノこ）（通し居る）為候儀必穏便之御取扱
出来可申候今此度之間ニ合不申候とも此
末米利幹人渡来之節此度御開立可申旁以

万次郎儀之御召出ニ相成候ハヽ捧仕度旨願候事

丑十一月五日伊勢守殿常阿弥を以御渡

御勘定奉行へ

松平土佐守家来
中濱萬次郎

右御普請役格ニ被　召抱御切米弐拾俵弐人扶持
被下候間可被得其意候

漂客談奇中小笠原関係之条抄録

第一談

往年異國ヘ漂流いたし此度帰朝仕候土佐國吾川郡宇佐浦漁人傳蔵同人弟五右衛門同國幡多郡中ノ濱万次郎三人長崎表奉行所ニ於て御詮議済ニ相成候ニ付帰國仕り近々御屋敷ヘ被召出候節面談いたし相尋候趣答ニ及候事左之如し

一私共三人者天保十二年辛丑正月五日傳蔵弟重助同所寅右衛門都合五人申合かわら二丈五尺の漁船ニ白米壱斗余用意仕り其日四ツ過宇佐浦出帆ニ而十四五里下ミ方興津之沖どんど丶申処ニおゐてそへ縄と申物ニ而鯵を釣候処獲物無之又下ミ之方八十の岬と申処ニ碇をおろし其夜を明し申候翌六日佐賀之沖へ乗り出し漁事仕候得共又獲物無之井田ニ白濱と申所へ乗り寄其夜を明し七日之暁がと足摺山之岬十四五里計り沖へ乗り出し漁事致し罷在候処申酉の風吹起り候ニ付地方へ五里計乗り寄候折節小鯛鯖糸より抔申候魚の群を見付候間そへ縄を備へ卸し午ミ道ニ至り候時俄ニあなぜと申風吹起り雲行煙の如く相成候ニ付三筋迄ハそへ揚残り三筋を切捨て岬の方へ乗寄んと仕候処下も風も又吹起り如何共相成不申手々ニ櫓を取力を尽し漕候得共もどり難く類船ハ已ニ潮曇ニ隔り見へ不申風もいよいよ烈しく濤あらく遂ニ日も暮兎や角仕り候中ニ夜半ニも相

内務省

成り候ゝ是も甚しく候も櫓を附候かくと申
者も折申候くちさハ晴き涛の中ゝを揚りさ
りりをたり加たり巽の方へ流れ行寒サ身を
透し一同凍へ居すくミ唯神仏を祈念仕候而
己ヨて傳藏一人楫を取罷在朝ニ相成候船
子ハ痛ミ為之櫓者流れて一挺もなくなり風
も猶甚しくせん方為之大小之帆柱を堂床へ横
ニ結ひつけ覆へらぬ様ニ用意仕り風ヲ任
せ流し申候地方の山ハ遠ク見へ候得共乗寄
候儀難叶みさく漂流仕り終ニ山も見へ不相
成九日之日ニ用意米払底仕り鍋ニ滴り御座候奥
をたへ飯を炊のき申候十日より雨降り出し
寒風更ニ甚しく苫を焼燈をとり終ヲ残有之
候奥を分けたべ申候加様ニ飢凍なから日を
暮夜も明ヶ十三日ニ相成晩景ニ遠ヲ山を見
出し島も多く見へ候傳藏申候ハ此藤九郎
と云島の居るを見候も彼ニ見ゆるハ必島な
るへし島なれハ流し候ゝせ給れと神佛ヲ祈
念し其日の夕暮ヨよふ〳〵流れ近つき候処一
ツの小島ニて御座候されと風波烈しく飢も

内務省

疲れも甚しく御座候間先ツ碇を下し其侭漂ひ罷在ふと礒魚之居るを見候間りのをへ縄を出し釣を垂候処多く釣取是をたべ翌十四日ニ相成一同憤発致し碇綱おろし切り船板なんどを以漕寄候処礒之岩ニふれ当り船を破損仕候五右衛門一番ニ礒へ飛揚り覚へ次第草を、法ゥみたへ申候法、而て一同島ニ行がり候へバ此島人の住へき所ニて都合之巌石ニ茅篠之類生茂り候ゆ已ニて如何共相成不申洞穴有之先是を起臥の処ニ相定め彼藤九郎之多く居候処礫ニて打殺し引さきたべ候得て随分腹を養ふへきな得類ニ是を打殺したべ罷在候水ハ岩之間より滴り来り候をさいぜん船破損之御波の打揚け候桶一ツを以取溜或ハ雨の流れ来るを受領申候身を投け死んと存候時も御座候得共又思ひかへし生るたけハいくべしとて日を送り冬程夏の気候暖ニ相成候時分彼鳥九郎次第ニ少く相成礒より上へはひ上り飛立候間或日五右衛門万次郎打連れ礒より上へ狩廻り峡岨を攀

三四丁登り候処広き平地有之石を畳みたる古井の如き物御座候方一里計りの島与相見へ申候後ニ承り候得ハ是を無人島と申候由四本より百余里南へ相当り候此ころ重助儀帯下ゝ病差起り洞中ニ平臥仕り傳蔵ハ藤九郎島少く成候よしやせおとろへゝ重助の看病のミ致し寅右衛門五右衛門万次郎三人ハ貝を取り磯草をとり日々一同ニ食物をととのへ申候ハ去や六月と相覚候時分三日月を拝ミて二日そのり後の暁ニ万次郎洞穴を出て南の磯ニて帆船一艘辰巳の方より来るを見請候間寅右衛門五右衛門立出如何なる船哉と見やり候処次第ニ近より候得ハ大なる異国船ニて御座候故ゝ近寄り候ニ付面々幟（[illegible]）を揚け破損の船屑ニ衣類をくゝり付差招き漂流人有之躰を見りけさせ候如彼船より小船二艘卸し島ニ向ひ漕来る笠を以招き抔いたし候間大ニ喜び是よりも手ゝ差招き磯近く相卸候されど荒磯ニて舟を付ケ難く舟より衣類を頭へ巻付およき来己といふ様

の手様致し候見押き不申人故気味わしく存
候得共いつれ居へき島ならぬ事ゆ候間彼人
の手様の如く舟へおよきゝ付申候彼人又外に
連て参之部と云様の手招いたし候間洞穴の
方を指し二人残り居候段手様致し候得は外
一艘の船に真黒き人をのせ洞穴の方へ漕き
廻し申候此時傳蔵を洞の中にて重助ヶ看病
致し罷在候処ふと洞の口へ鍋の尻に目と歯
とを付候様の物来りなるより申候傳蔵を引出
さんと仕るおそろしく存候振りむ見候処色
白き異人外三人も舟に乗候様手やう致し候
間夫に随ひ舟に乗り申候重助を彼黒きもの
に扶られ舟に乗則二艘共大船に漕付き上り
候処太サ三抱間幅六間計の帆柱三本建て有
之船にて異人三十餘人乗り罷在候へしが殊
の外叮嚀なる扱にて葉萓筒袖の衣類一枚ツヽ
もらひ受様々介抱に預り彼人又島にとり残
し置たる物を参之部と云様の手様いたし候
に付衣類残し置たる旨手様仕候処又小舟を
御黒き人を乗せ島にこきつけ衣類をとり入

戻り申候三日ほと日を経候まてに焼芋豚の干物をサゝて貰ひ餘けれハたへ候を大に制し申候是ハ飢たる者俄に大食せれハ死すると申事にて加様に致し候由後に乗り候彼小舟を島に漕よせ候ハ彼より漂流人有之とハ志らす鯨魚漁事の為め乗り候船人影を見受け相助け候趣扱此船ハ北米利幹マセツセーツと申処の鯨船にて船主の名を「ウリヨンフイチセル」と申候是よりして処々鯨漁し大鯨十五本を獲船中にて其油をとり肉ハ海中へすて

十一月に「サントウイス」諸島之内「ウワホー」と申島の「ハナロノ」と云湊ニ着帆仕候此湊万国船輻輳の処にて北米利幹より参り居候奉行体の人々「タフダリヨーヂ、」と申人有之候ニ付船主フイチセルより此人へ申入置傳蔵等五人上陸仕り同体の詮議に預り候船中にても地図一枚ひらき日本近辺を指し此ハ是々と頻りに尋られ候得共五人ハ地図不案内儀故一向相分不申其余此処へ乗り候ニ付又神仏をも手を合せ拝み候形と云様の手様致し候間

其通りいたし候趣手まねを以て答へ仕候又日本の一朱銀二十切或朱判一片銭并文字和製のきせる並本取抔へ持来り見せ候間是皆我々共国許の物ニ而候旨手様を以答仕候知日本人と承知仕候是ゟ十餘年前大坂商船此所ニ漂着し候事有之其時分持傳へ候様後ニ承り候扱詮議すみニ相成各かスダラと云銀銭壱枚て貰ひ受万次郎儀をフイチセルより所望を以米利幹本国へ連き行申度趣四人之者へ申聞出帆仕候此時万次郎十四歳ニ而御座候

弘化无人島漂流紀聞

四海波志づかき御代の貢ものの又国々の名産遠近共に運達なし難きも船にて千里の遠きをいとわれ盗人のうれひもなく速にめぐり通ふ事是御代の尊き御恵と扨雖然天の時地の理よりて一日の日和朝夕に変ずる事風雨共に同し爰に阿波国撫養にて天野屋兵吉船沖船頭徳兵衛水主十一人乗にて塩米其外積て同国橋崎より去十二月廿六日天気能其日西風にて出船して其夕方田邊と云所へ船入かけしが風なき故日

内務省

暮より湯崎へ向走り知又橋崎の方へ風に任せて行故帆を下け又も下けんとすれど風烈しく帆自由ならす身をくたき働けとも中々さからぬいかんせんとするうち船横になり高波横より頻りに打込忽ち水淦凡壱丈程も入其水淦をう以千間もなき故高室を向的帆に任かしあれ共いまゝも危く次第に水淦増故一同驚き諸神へ立願して凌き廿七日に紀州熊野沖合にて大北風に吹掃られ四方ゟ高浪打込迚も叶ひ難と思ひ無是非荷物を海中へ捨船足かるめ其夜辰

内務省

巳の方へ任かし同廿八日の四時頃迄戌亥の方より風ハ巳未と申の方へ向走り其散又亥の方へと走りなり廿九日夜明て四方を見るに長に（かノて）（渺々とし）くとして白浪立どもうり是迄と志す所もなく霧に海中に驚くたちし故に帆を下け辰巳の方へ任かし走りあるに其夜西大風にてまれ漂ひしに漸て風せし和き皆ゝみし心勇み日現かそふれて大略は世皆ミ思ふ様いふ成事にて斯年頃といふにかゝる難義をすることやと内外の事思ひ出し哀さを催す折から又もや浪音高く一

内務省

俄の風吹来り今や元船も保ちかたき躰に皆々驚き迚も此侭にてハかなふまじと日頃信する神々へ立願する内既に夜もほの〳〵と明になり明ぬるは正月元日の事になん西風せし風なれども心の内穏ならはいつにもして凌かんとそれのミ念し、玉（焦々、新玉の）の元日をも空しく暮し二日の夜半頃船中一同申合せて太神宮へ願かけして神風を祈り中帆を立亥子の方へ走りけるが頓て西風と成り三日の昼頃迄走り又帆を下ケて流れ有るに四日五日も大西風流も満々なる大洋に漂ひ其上呑水も多しなく飯をたへるにも湯水のたしなき故心細く此時皆々水の難有を思ひ月日を加ひれども只故郷のことのミ恋しく此侭溺死するも是非なけれとせめて此海底に身終りし事を告知らせ度思へ共島の影さへ見えす五日又沖風に成りて地方より走り有るに六日の八時頃迄走り風凪て辰巳の方へと流れ七日八日も流れ殊大西風となり今にも船くつるゝ計故皆々信心の外他事なし九日も同しく此日の八時頃辰巳の方へ當り島みゆる共何国か島と

も志れす午未へ流し十日の日も流れしに西風
風先より帆を仕直し其夜から沖風となりて十
一日の八ツ時迄走り又大西風となり皆々勞れ
果ていかんとも詮方なく途方にくれしか十二
日の朝見れは彼の島の方へ近寄流れし故皆々
勇て其島を行てに帆を上ケ走り十三日の朝其
所へ急り四方を廻り見るに唯高浪の音のミに
て目にさへきるものなくいかなる所かハしら
ねとも先傳馬をおろし其島の廻りを見るに午
未の方へ當りて島の鼻へ廿しか一里場有其所

其所（重複カ）から上り傳馬にて粮米を運ひたく思へと
も高浪にて中々心の儘にならす漸と少し運ひ
着陸に上ケ彼是とする内最早晩景と成り各々
勞れし故うつ〳〵として其夜も明ケ十四日此島
計り住（鳥カ）と見へ何壱ツなし水もなし咽かわき
てもうるほさを（寄カ）ならすいかゞせんとあちこち
を尋ぬれとも呑水に成へき所なしやう〳〵石の
上に雨のたまり水有けれと鳥の糞ましりなれ
其詮方もなく其水を呑此夜皆々島へ上り十五
日もしや住所も有るやと尋し船島の中毎に廿

し稼能所有り其所へ皆々集り色々咄し行末の事抔語り合古郷の事親妻子の事思ひ出し歎きしも道理なり粮米とぼしくなりしを一同申合せ是からいつまでといふ事もなく此所に居るも知れぬ故つゞかよひさへまゝを余あるといふ事故一日に壹人米を合ときめ夫れ粥に焚き食し十七日外になんの仕業もなき故礒へ出て貝抔取十八日色々と大勢にて工夫して住居する所を志つらへ十九日十一人共粥を食ひし外に手毎もなく朝から寐て暮し廿日皆々朝早くより島の廻り抔廻れども中々立浪打返ましまさ又山へ登り見れば茫々たる葦茅にてゆかれす夫より又礒へ行て種々の礒貝抔取食物の足しにして暮し廿一日又々其島の廻り抔傳馬船にて乗り廻れども行し抔留る様な所もなく暫く時を移すうち俄にいなさ風強く吹出せしに皆々驚き又もや流されもせんかと心抔なやまし来らんとまきと依ならは又雨降出し其難義なる事たとへかたし廿二日雨をれて石の上の溜水を汲て甘露の如くなをもひ廿三日も礒にて

暮廿四日朝から寐たり起たりして暮を心のうち考れど浅ましく迚も此侭にては最早親妻子にめぐり逢事も有るまじならんと愚痴（知ヵ）の心わいて誰を人生たる者の姿なし亡者が礒をたに迷ひ居るが如くなり廿五日より廿七日迄礒へいて貝を拾ひ食事の足しになし又海苔をとり抔して、むなしく月日を過し廿八日火種が失ひ穿鑿すれとも誰も摺火打抔道具をもたれざるは甚当惑して種々のさいかくすれどもるへき棒なく貝又は岩などにて火をうてども仇火計にて物にうつらね焚焼するにもかんじんのものなく様々の工夫にて袂の塵抔だしそれをさまうにむしりてほくちのかはりになして打しか一心こんたる故かふしきに火移り其の嬉しさ夫より粥を焚てたべ廿九日山へ行かんとすれとも履ものなく肌足にては中々あるかれぬ故草履抔つくらんとするも藁くもなし無拠着ものゝ古ひたるをほどして草履に作り二月朔日の朝から十一人共山へ行て暮し来れとも只茫々としてほしかやのゝ繁り四方を巡りても

内務省

木葉たに一つもなし猶見迴れバ五色にて色よき花ありこれなんめづらしと立より見れバ朝顔なり根を一つにて有なり、みな〳〵又朝顔の咲おるに打られと不審におもひなれとも此島の暖かなる事蒸暑の如し一同繻袢を一つにて居々り又ヶ葦萠押分山のいたゝきに到りぬれバ渺々たる海原にてものさびき事いはんかたなし茫然として日を暮し二日の朝をなきにて有しに西風段々と烈しく成ります〳〵大風と成其島の岸へます〳〵打はある波の音物すごく今にも此しまくつきやせんかとあんじあるに其夜つなき置し傳馬舩も礒根へ打付破舩しあるに皆々力を落とし鳥の羽根をもがれし如く最早天命是までと一同あきらめ神佛を祈る力も那く指を人枕を並へて寐のこくらしぬ無るに何もの印置なん住て居る所の側に

扨此島古ヶ段々流人參り候得共船を破申候是より北浦に穴有其内に書置有也

斯の如く石へ堀付有由へあちらこちらとさがし見れ共さらに其様那る穴もこゝへす全荒海の

事故年をふるに随ひ埋りしも知れはなれともそれを尋ぬる気力も那く六日磯にて貝を多くとり七日も同しく日を暮し八日暁頃迄をきり深くして四方も見えからは陰として居たりしか雲霧もれてはるかの洋に山とおほしく見へあるゆへかてんゆうは色ゝ評議せる内段ゝ島のかたへ近寄る様子ゆへよく〳〵見るに唐船と見へ帆三ツあけもしるに其はやき事日本の船及かたし暫して其船ほと近く来りし故見れは三本の檣に綱の附たる事せんまいからくりの如く船の外を皆銅にて張り其所へ碇を節ゑるに誠に海中より一棟の室家を築あけたる如し大波四方より打当ゝきともせしもゆきす程の大丈夫なる事目を驚したり然るに船中のもの皆笠をかぶり何レの国かハ志らねとも唐人の姿なり中には墨にて面躰共ぬりたる如くも有其外り様ものまどくハあれとも先ことをたよりて見んと大勢にて声をかけ手を合せて助けくれとて手まねをせし処早くも支を喩て船から異風の伝馬船をおろし其中へ頭分と見へし者に

兵鉾を持外の水主を連為の際へのり来りて何やら尋る様子なれとも一向にこと葉わからず又あちらよりも云事こちらは些種々の事などを手まねにて喩しどふぞ助けてくれるやう十一人の者手を合せ同礼して厚く頼まれを其由承知の躰にて各々唐人を船に帰りたる由へもしや此まゝにて置ふきをいうに感るやと皆々はんじおるにほどなく傳馬船にてきたり此船へのきといふ仕形するゆへあこしのりしに又荷物粮米ものせろといふ手まね由へ其心にまうせ着類粮米の残りまて積入元船へ行りしに船中より掛りの綱階子を卸し是に依らまりあふきといふ仕形由へ皆々のり組ある船中にを凡或十四五人居るよしなれとも皆同し姿にてたれかれの見分けもならす然るに大将と見へし者の側へ皆々連行何やらいふ由なれともさらにこちらは殺される事やら助かる事やら皆々の心の内夢に夢みし心地也暫くして浦賀御番所の切手を出し見せなどを大将とつくと合点したる様子にて夫より粮米を焚て食させさまし

内務省

に深切にいたれり其上見なれぬ物ハ種々出して給ハせあれとも氣ミわるく中々食されす只粥なと給へあり様々の事にて、國の方角ハ志らせ破船して右の所にあかり居由とふぞ國へ帰り度様頼しに世界の絵図を取出しミせあれとも かんしんの文字これらハ出ひたきらたのむ計廿九日八ツ半時頃そるかむかふの沖に船壱艘危きていにて今にもくつかへらんとするゆへ定めし是も難船ならんとおもひいつくの舟か、志ら祢とも助あまほしく手まねにてあれをたすけたまはれと志らせあれを承知して丈ケ拙の方へ漕かせ夫より又此船もたすけあり是ハ下総國銚子幸太郎船にて船頭重助水主十人上乗共都合十一人なり奥州南部にて漬物數多積入已年正月十三日南部釜石といふ所を出帆して十八日に仙臺の田代へ同廿八日岩城へ着此夜から志けにて廿一日分沖へ吹ちらされしに種々の大かせ吹ましりにて沖中にたゞよひとても元船たもち難く上荷物をはね捨て凌かんとすれとも中々凌かね廿五日遠沖へ流され追々不残

荷を打すて六日東風ニて流され又廿八日北風ニて漂ひ流其内諸方いたみ水淦ハ段々入廿九日まてもしり廿日檣を切捨凌かんと心入のみにて最早ぞ人もはたらく力もなく疲れたるニ朔日ゟ八日迄西風ニ吹流されいつんとも知る事なく最早是まてなりと一同あきらめ運を天ニ任せ偏ニ金毘羅権現を信しゐるニ心願をなしからす九日の内右の船ニ出逢そきのみならす日本の人乗組居りし故何事もとうり船中一同思ふ様昔しから聞傳しり沖合にて異国の船ニ出逢ふ時ハ必す殺されあると聞しゆへおそろしくはおもへとも迚も此体ニても助かる事もならねいつれ死ぬる命ならせひなしまつ頼て乗船をへしとまでのこしの粮米共ニ持具を引提其体船を乗捨皆々唐船へぞうつりありしにきとも残粮米久しく船底ニありて水淦ニひたさまあるゆへ唐船ニても役ニたゝす皆々さり飯ニもならねやう〳〵まさして鍋所を製法し粥ニたきたべあるに何か様子ともふさ大人数の事故中々たらねせひなく唐船ニてたくへ置

しさつに芋に麥抔を貰ひいのちをつなき居其節各事悩かりし又南部を出帆して此の唐船に助られし事夫のミかんなん苦労にて阿那様船とハ事替其難義心苦せし事同し富に徳にいしまあられ御此唐船と申を異国にて其国王の仕たとへバ日本まて御用の奥り又ハ何に不寄取て役とする、船と見へ船中にハ用意の鉄炮も有其外見かけぬ長き箱抔もありまへて日本の船とちかひ皆方々せんまいの志かけにして人数多く集りかゝらされを動かぬとのまへ何の苦もなく纔三四人にて扱ふ其自由成事寄（奇）妙也扱船中の有様見るに大釜三ツ並へ有故こつゝ此人数の釜にハ不相違也乍併生たる豕抔も有故いかさま丸の内てにもまるのかと一図がてんなかき中にを唐人にも気のかるきも有長くも有けれハ其訳聞度思へとも何といふにも言葉とのられ護にいふよめ（ぬ脱カ）同士書ぬ同士の如く識に親子のなくむとく其親子にさへとうらぬ故猶更よかゝらぬ故先（かノて）いか那る事をきるやと阿南人もみな〳〵暫く偶然として介抱に傾り只管古郷の

ミふつうしく一日も早く戻り度夫のミ祈りおり然共大将と云ふ人晝夜共天文を考居り水主の者船ハ押とゝめ皆ミ人のさしづと見へ段ゝ居並ぶニ付始を寐たる様子ニても寐入らハ日本人の様子ハ伺ひ漫ニ水主とても側へ近寄らずハゝ追々様子も知れ実ニ難船して難義の由を悉喩夫、うらを心解たる様子ニて色々の物を出し見せあり其中ニ日の出より日の入方月の出月の入方為發地し唐人の国元へ何里隔て日の出何の方へ當り又何里隔て有どのくらひとく正しく繪図ニ記してあり夫故かとこゝの浦々漂着するとも皆々平気ニて一向あんしる気色もなく悠々としておりし又風強しく時化か或ハ烈しき風の吹時ハ忽（タチマチ）船ハ沖中へそらせ兎角地方へよせるのを忌ぶり是ハ日本の船ハ船足ふ入る故と思ひ或ハ手まね抔ニてきゝし知指を出して見せあれとも是ハ壱丈ゟ壱尺かその儀不分彼の大釜といふハ鯨を取其鯨の油を取其身の所を釜ニ入油を煮取由有之ハ朝夕の薪とても沢山ニなし鯨計り煮ニも余程薪も入る事故と

思ひしに其鯨の身を取骨を薪として焚由なり事なき其鼻へ嗅き付ぬ者もいふなる匂ひするや仕合にまだ其仕方に不逢其外いろ〳〵珍らしき物見せあれとも一々何と云物哉しらは磁石なとも日本とは違ひ大きく拵へ方も委敷日本の磁石を見て笑ひ是では大海にて用にたゝぬと手真似して笑ひ庖丁にて是廻りを拵ときは磁石の虫かくる〳〵、廻る故おかしがり又唐人のはいくら当てもちつとは動かすなやんとして居る故唐人達大きに自慢するもおかしく又游楽の道具もあり是も皆せんまい仕掛にして指にて其道具の箱をかきならせは自然と色々の音を発し其音に随ひ唐人の踊り又呉にして面白く様々珍しき事あれとも耳にも入らす見れ共心に廻（本ノマヽ）り次唯古郷へ帰る事計思ひひたすら急き頼む仕方はすれとも落付居り日和もよろしく船走らぬ由にて手真似して居る故猶々心せき其上食物も乏しくなりあり頓て薩摩芋と水と小麦の様な物抔見せ日本の地へ行此品抔罹ひ度由なと其異国の船の事故此義如何と案らは其返事

も不出来茫然して（ぶりて）居たり異人ハ國々の方角を能知りて居る様子ニて段々走りける其内何かの水主壱人病人ありしゆ寐て居る故折々唐人見舞からだをさすり抔して歎く有さまいとしふらしく思ひけり又食事の间ニも唐もろこしのいりたるニ砂糖密ニてまろめをかけ給させ何ンとなく皆々を労り案じる事ハない余程日本へ連行ば様子真似し詞分らぬ故更ニ安心ならす皆々替々と日を暮しける然るニ帆巻と段々走りし処初て山見へし也是安房上総の山々なり其時の嬉しさ数日の苦労も忘れ両船の水主一同嬉しき事天へも登る心地なり依て是より浦賀へを今サしの由ニ真似ニて志らせけるニもるうの向ふニ漁舟壱艘見へ有るゆへ力をつけまし呼共一向耳ニも入らバ只管逃と去る故是国船の傳馬を卸し阿波舟の水主芳蔵銚子の水主太郎兵衛と云者両人乗組ニて漁船を追掛やう〳〵の事ニて頼ミ難風ニ逢ひ破船して異国の船ニ助られし始終を語りバへも其由承知して其漁船へ乗移り異国の傳馬を元船へ戻り

内務省

有る其ハ上総国东つとう浦迄三所へ船をつけ人家無き所へ船を寄せ此所へ両人をおろし是より此道を行ば名主との有、故夫を尋行右之訳を語り頼むべしと云ひらんとする後ハ一礼も致さんと其船の名前所を聞共更に不言其船へ揚るや否や早々船を沖の方へ行方不知成りになり扨両国人ハ又々途方に呉れ々れども其教へに随ひ道を急き凡四十丁程も行清水殿の御領地にて上総国宇谷村と云処の由名主徳右衛門と申方へ行段々の始末物語りければ驚き早速其名主が差添何ヶ船の水主芳蔵といふ者船にて送り其夜八ッ時同国湊村名主方へ着翌日の朝浦賀御番所へ参り其由御訴申ければ又其人の銚子船の水主太郎兵衛御領主清水殿の陸地を同村の組頭役の忠右衛門と云者差添江戸表へ出府せり是ぞ外水主の者一刻も早く浦賀へ着度思ひ様々に頼みけれども異国の人請ざれば様々の事にて又何ヶ船の水主幸助銚子船親父留吉此両人御飾しける是ぞ岩附村と云所よかり漁船にて陸へあがりあるが松平下総守殿御領

分故両人を一應御糺の上則御備船にて浦賀へ御差出に相成申候其已前ゟ異船房州白子村沖合に見へ候由房総の御固所ゟ浦賀御番所へ御注進有之り御奉行ゟ土岐丹波守源頼晋殿大久保因幡守藤原忠豊殿也当時土岐殿江戸在住異国船見届として一番御備船始として其力同心右御乗船有て早速御乗出有之甚騒動大方ならず浦賀御備船御用船を其外及浦々の役船乍数百艘其外房総の注進船御備船ゟ浦賀湊に充満して御船印旗幟ゟ浦風に翻りせい〳〵さり〳〵として毎日あたらも昔の船軍も斯やと思ひやられ又平根山御陣所鶴崎御備場にも大筒数百挺押立如何成大勢にて只一打に潰殺すへき勢ひ程なく奉行御出馬有り金藤の丸大馬印真先に押立黄羅紗の陣羽織塗笠に今金の采配にて勢へ御附御供の面々おもひ〳〵の陳羽織花やかに出立其形粧勇々しく又燈明堂にて昼夜の篝火を寒を凌き兵粮を皆東西の問屋是にて勤め東西の商人是を手傳ひ御構の内焚出し所の混雑大方ならず東西南北に立り篝火焚方ゟ江

戸への御注進に下田問船問屋是代勢に異国船今
や遅しと待急たり二月十八日より三月朔日迄
昼夜御固メ行れとも如何の事にや異船何方へ
走りけん帆影も見へ不成し故諸浦より追々
御注進有りける如一先諸方の御固め海陸共に
陳拂に成たり依て此よし江戸へ御注進之上右
上陸せし三人の水主代浦賀御奉行所御呼出し
御吟味之上西問屋倉田屋代之助東問屋喜田五
右衛門此両人を宿主故右水主御役人衆ゟ江戸
表へ召連られし差添罷越たる未其人々の帰ら
さるに又々異国船見へたる趣諸方よりの注進
追々来りしか是を以前の如く御備有り見届の御
用船を次第に一番々御乗出しあり其内へ御通
詞も乗組出帆致されに三崎御役所詰の与力同
心衆々直様見届として御出船有早くも異船へ
御乗組有夫々房総御役人松平大和守殿大津御
陣屋詰役人三崎御陳屋御役人等追々御乗組有之
御糺ありしか是甚怪しき船とも不見兵具迚も漁
用に用ゆる鉄炮三挺大筒壱挺有計なり餘にも
り其外漁業の道具也如何成国ぞと御尋ありし

内務省

に南アメリカ国の船の由沖合へ出て鯨を取其油を絞船にて製法して沢山出来て交易せる由全阿波銚子の水主を助命のせ外に疑しき事も無故御奉行へ伺之上浦賀湊へ数百艘の御用船役船にて引迎せ其船の廻りは浦賀御備船を始御用船は勿論其外房総の御固船大津御陣屋ゟ之御備船其外浦々の役船にて十重二十重に取巻兵粮運送船の外は更に異船へ近つけず其厳重なる事夥しく夜は浦々の固メ挑灯数を不知固篝火を海中にきらめきさながら白昼のごとく異船見物の人々海岸山野に満々たり扨漂流の水主中労まぬらんと厚き思召にて兵粮方へ被仰付粥を被下夫より一両日過て飯魚類迄被下有る粥と汁の食せし時の好味なる事喩に物なし殊に御恵の程有難し夫より皆々上陸致し御礼有るに其以前上陸せし者と申口符合せし故阿波船水主九人を西廻船問屋倉田へ御預ケに相成り銚子船水主九人東廻船問屋喜田へ是亦御預に相成り候処熟（モトノマヽ）（就欤）も江戸表より土岐丹波守殿之月十四日浦賀御着陣あり直様御番所へ御出被

又一応御糺有之異船漂流の者を助け乗せ来し事奇特の由ニて御奉行御對談之上異人の望ニ任せ大根薩摩芋鶏水其外品ゝ送り被下候而其上最早帰帆致すへき由異国人へ御達有之候得ハ其段名残惜けに参伏して帰帆の支度をそなたりける同十五日異国船帰帆故又ゝ数艘ニて引出し引續きて帰帆見届として與力同心衆乗組ニて一番船より三番御備船迄御出船有れる就中御奉行土岐丹波守殿公儀より恐悦之御召ニ付御帰府御急ニ付御出立之御支度あり其内見届船一番二番者御帰有之候故偉御の峠を替り又由御注進有之故未三番船御戻りなき内御同勢さてやうに御発駕有之後彼見届船御帰りありて弥異国船不見相成候由御注進有之候ニ付其段下田問屋注進書の者急き御跡を志たひ途中ニて御注進申上ける異国船漂流の沙汰諸国へ聞へし程に諸方より雲霞の如く見物の人来き共惜む遠所之者も異国船出帆せし後へ来り浦山しくばかりにきける其人々の大きこれと問尋るに語り聞する暇なき故船ニて訖せし日訖

あらまし書留平

弘化二年巳四月

異国船へ御遣しニ相成候品

一白米　弐拾俵（四斗入）　一搗麦　弐拾俵

一小麦　弐斗　一大根　百把

一胡蘿蔔　弐拾把　一阿部茶　五斤

一松薪　弐百把　一鶏　五拾羽（雌三十三羽 雄十七羽）

一杉丸太（但長ケ十一間一尺 中程九寸三四尺程一本）　一立木杉（但廻リ三尺程）　三本

一八寸四　拾枚　一吸物椀　拾

一鮪　一本　一鮃　弐枚

一薩广芋　弐拾俵　一大根　弐拾把

右之通

一三月十三日浦賀湊居合之船々へ傳馬ニて町方ゟ異国船ニ水運ひ候様被仰付数艘罷出町方井戸ゟ桶運申候

一異国船（長サ拾九間五尺五寸 横幅四間四尺 深サ三丈）

一檣　長サ拾四丈三尺　一桁　長サ拾壱尋壱尺

一織帆　十三巻　返ル時廿八巻　一乗組人数廿八人（内黒坊七人 右内大工鍛冶桶工有）

一南亜黒利加　千八百四十三年十一月十二日出帆

一日本　天保十四年卯十一月十二日当リ巳三月已三年ニ相成

一国名南亜黒利加　　一釿　マリケ

一船名　アンケリヤ　　一船頭名　カビタ

一頭分　コツフリカツハ　　一料理人　シヲリ

一名者　ハベリ　　一黒坊　ベリス

一炊　チヨチ　　一桶工　カバ

一大工　フウンケ　　一檣　イハレ

一桁　ハシキヤ。　　一艀　ボウ

一米　ウイス　　一餅米　ライン

一菓子　バレ　　一喰事　カム

一莨壱服呑　ヲハツハイハイ

一八丈島　ハチ　　一江戸　シヤトウ

一大坂　ヲサカ　　一佐渡能登松前南部

仙臺淡路右六国皆本邦ノ音ニ等シ

一四国　シユ

一

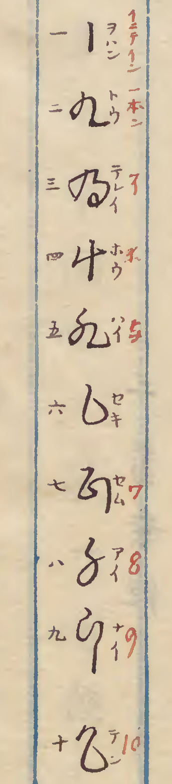
一 ヲハン 1テイン 一本ン
二 トウ
三 テレイ ア
四 ホウ ホ
五 ハイ 5
六 セキ
七 セム 7
八 アイ 8
九 ナイ 9
十 テン 10

異国船ヘ洲ノ崎沖ニ而

松平下総守様内
洲ノ崎御陣屋詰

壱番乗組　五島五八

房州勝山沖ニ而　市[illegible]半六

（浦賀奉行組　三崎御役宅住）朝夷権十郎

弐番乗組

山本鎌兵衛

同所ニ而

（松平大和守様内　三崎御陣屋詰）田中端吉

三番乗組

豊永定

以上

右者西廻船問屋倉田氏江都々用事有之馬喰町一丁目鉢屋十兵衛へ旅宿ス乍併三月廿七日之火事ニ而類焼ニ付我庵の白弁天屋敷を仮宅ス右倉田屋其所へ来り無居所無余儀宿富主人深川安宅勝福寺客殿ヲ借受ヒ暫其所ニ宿ス院主浦賀一条ニ一々問答ニ応し一小冊ヲ出し授く是此書也予閑暇ヲ窺ひ写摸シテ机下ニ置ト云

乙五月四日

護送記略

私領分安房国朝夷郡白子村遠見所前四里程先ニ一昨十七日申中刻異国船一艘午未之方へ走行凡四里ゟ相隔候ニ付帆数船大サ等相分り兼候間遠見詰之者ヨリ申出候ニ付相州浦賀御番所大和守領分同州大津表へ及注進御備場警衛仕候者領分上総国富津陣屋ヨリ申越候此段御届申上候

二月十九日

昨十八日午刻清水殿御領知上総国夷隅郡守谷村役人松平阿波守手船水主由蔵ト申者召連私領分上総国天羽郡湊村江罷越村役人江申聞ス者昨十七日午刻守谷村沖合ヘ異国船漂着同日申上刻右由蔵外ニ壱人字納戸浦ヘ上陸致左之通

松平阿波守手船
幸宝丸十一人乗
沖船頭　徳之丞

南部信濃守手船
下総国銚子湊幸太郎船
十一人乗
沖船頭　勇助

右弐艘之内阿波守手船之方辰十二月廿六日阿波国出帆之処難風ニ而正月十三日何島ニ候哉人家も無之島ヘ漂着二月八日異国船ヘ被助日本ヘ被送候沖合ニ而右信濃守手船難義之様子を見受候処日本船之儀ニ付助ヶ呉候様相頼候得共風並不宜朝ゟ夕方迄打見合居候間漸右船ゟ近寄乗組之者共異国船ヘ為乗移右船共其侭乗捨弐艘之水主都合十二人不残被相助異国之乗組廿二人都合四十四人乗ニ而日本ヘ可送届ト追々参候処上総路ト見受候ニ付此侭乗入候

得共鉄炮ニ而被打拂候故致上陸右之儀可相届
ト上陸之儀心急罷在漁船を見請追掛両人乗移
昨十七日申上刻守谷村ゟ上陸右両人之内清水
殿役所へ申届之召連由施義ニ付浦賀へ召連可申
積ニ而湊村へ十八日午刻致到着直ニ浦賀ゟ参
り候間右異国船を凡三千石積程の船ニ而帆十
弐小船六艘水主二十二人乗之由申届之趣私領
分冨津陣屋詰家来之者ゟ申越候ニ付此段御届
申上候

二月

覺

外国江之漂民共請取方之儀ニ付去卯年相觸候
趣も有之候得共此度渡来之異国人共右之趣未
相弁不申候ニも可有之候間此度者全く一時之
權道ヲ以漂流人於浦賀表請取去卯年相觸候通
向後仮令漂流人連越候共請取間敷之通詞ヲ以
申諭食事薪水等相与へ其外萬端之取計方何と
も国を不失後患を不残様厚相心得取計候様可
致候事

右之通相達候ニ付而者明十三日浦賀表へ出之

致し異国船早々帰帆候様取計可被申候帰帆相済候ハヽ委細之始末相尋候儀も可有之候間少しも早く一ト先帰府致し候様可被心得候事

三月十二日

渡来之異国人申口覚

一武器之儀者差出候外一切所持不仕候

一船号マンハタンと申紀元一千八百四拾三年（皇国天保十四卯年ニ当ル）第十一月九日本国亜米利加州子ウヨルク島出帆仕候

一乗組人数者弥弐拾八人有之内弐拾六人者亜米利加州出生弐人者フランス出生ニ有之候
附右弐拾六人之内八人者南亜米利加州之者之由面躰墨之如く有之候余も船主始北亜米利加州出生之由一体阿蘭陀人ニ等敷有之候

一端船者五艘有之候且鯨漁道具鯨油製練之竈等有之候

一船主之名をメルケトルコハルと申当年四拾歳ニ相成申候此節積入罷在候是ハ北海ゟ直和蘭国アムストルタムへ罷越右鯨油売払本

国へ帰着可仕心得ニ御座候且帰着之儀を詳
中都合次第来年五月頃ニも可相成与存候

一鯨油入候桶之儀も不同有之大中小寸法大凡
左之通

大高　五尺程
同丸　壱丈弐尺程
同小口　三尺壱寸程
中高　三尺七寸程
同丸　壱丈弐尺程
同小口　三尺五寸程
小高　弐尺壱寸程
同小口　壱尺四寸程

右之通御座候以上

巳三月十五日　森山栄之助

通詞差出候書付

一ホンコン島ニエケレス人男女弐十人在住致居候

一上按針役之名をウイルレムボウトと申当年
三十七歳ニ相成申候

一下按針役之名をウリルタスカと申当年廿七

歳相成申候

一楫取之者名ハヘルチールと申当年三十六歳

相成申候

右四人之外大工壱人金物師壱人桶師壱人料

理人壱人有之余ハ水夫ニ有之候

一二月十七日始る総房ヘ相当候地方ヘ乗寄せ

漂流人〻弐人ニて両所ヘ下之其処ヘ三日之間漂

罷在候船風波烈発沖合ヘ吹払廿二日継出檣

壱本継桁弐本吹折サて穏ニ相成候ニ付九日

上総九十九里ヘ相当候地方ヘ近寄漂又々烈

風ニ而吹払迄日々最遠方ヘ罷在候

一本国出帆ハ北海ヘ乗渡千八百四十四年（皇国天保十五辰年ニ当ル）八月より十月迄三ケ月之間鯨漁都合

十九足ノ有之丈ハ外場所ヘ可移処漂流救申候

右十九足之油凡千四百桶乗筋相紀候処船主

申出候

一船主大形ヲルコル所持

一南アメリカ人胡弓所持折々弾ス

一アメリカとエケレス戦争記録小本一冊有之

中ニ七十年前之戦争並三十二年前ニ戦争図

有之候計枚共エケレス屓軍之図ニ御座候

本船長於九間四尺六寸（幅四間三尺）

穂檣　板上ゟ　於三間五尺

中檣　同　於五間三尺

船深　板下　五間

同縁　板迄高　五尺壱寸

表出し檣　於六間壱尺

内（九間計ハ太壱本ニテ折　但六間目ニテ継）

小船五艘　（長四間四尺五寸　巾五尺七寸）

但小船六艘之処壱艘沖合ニテ痛薪ニ致し候由

北亜米利加洲之内

子ウヨルク小島洲

船銘　コンハツタン　右子ウヨルク

船主名　北亜米利加　メルケトル　コハル　年四十才

上按針　同　名ウイルレン　ボウスト　年三十七才

次按針　名ウリルタスカ　年二十七才

楫取名　南亜米利加　ヘルンルス黒人　年三十六才

於八人

大工壱人

鍛冶壱人

桶師壱人

北亜米利加人

内務省
内務省

弐人　弗狼察人
八人　南亜米利加人

右彼地千八百四十三年十一月九日（日本天保十四卯年閏九月ニ当ル）国元出帆

異国人へ被下物目録

白米（四斗入）　弐拾俵　松薪　弐百把

蕎麦（同）　同　椀　十

小麦粉　弐斗　漆付皿　十

大根　百弐拾把　薩广芋　拾三俵

胡蘿蔔　弐拾把　茶　五斤

鶏　五拾把　水

王餘魚　杉（長七間　目通リ三尺廻リ　但帆桁木）　三本

鮹

杉（長拾壱間　五間ニ而四尺九寸廻リ）

右之通御座候

三月廿四日

撫養船水主船中日記

弘化二巳年三月北亜米利加船ニ被助浦賀湊上陸致し候阿州板野郡撫養（ムヤ）之内四軒屋町天野屋兵吉水主之内幸助漂流中日記写

阿州天野屋

幸蔵丸（イニ寶）

千弐百石積　ー　（御田塩六千百五十俵藍百五十七本肥後米百五十俵貝百六俵を積入たく）

船中

無人島ニ有之候以前漂流之者石ニ彫付置候文字写有之

徳之丞（沖船頭）（四十五）　惣八（水主）（三十三）　幸助（三十一）　辰蔵（十七）　大助（十九）　善和蔵（二十一）

文蔵（賄）（三十七）　由蔵（三十一）　次之助（二十七）　菊蔵（十八）　辰蔵（二十二）

阿お橋（那賀郡）浦十二月廿六日出西風まき（帆巻）だん（晩）かた（方）たな（田辺）へいりゝ（紀州牟婁郡入津）あ風なき（凪）たなへ（田辺）いは（不入津）めさしてひく（日暮）れてたし（出）風いり（入）ゆさ（湯浅）むき（紀州牟郡向ヶ）はし里風をおく（追）え（艇）又あぢいぢ（地名不詳）こし（越）橋のは（方）へむけ（向）風をおく（追艇）やてはをさか（軽下）又（紀伊）はひ（かノマ、）もけけ又はを（帆）さけ（下）て志まひ（仕舞）とも（共）は（帆）さうらまし（不詳）へたなみ（浪）横ゟなり行り（注）一天入午あけまと（真）ほ（帆）とゝつうし（漂）

廿七日あか（淦）入にを（荷）うち（打）あし（船脚）如き（軽）め其（共）のばん（晩）辰巳のほ（方）へ法うし（漂）

廿八日四ツ時迄つうし（漂）戌亥はか（方）ら風入未申のほ（方）へむき（向）ては志り（走）其（共）のよ（夜）ぢすい（終夜）は志り（走）廿九日よ（夜）行け（明）て又は（帆）ぢさけ（下）て辰巳のほ（方）へ法うし（漂）ては志り（走）切其（甚）ばん（晩）大西風

大（十二月三十日）法こもりのだん（晩）大なみ（浪）

つ（正月元日）いたち西風すこし（微）なぎ（凪）

二日大神宮様へ願こめ志てあき（沖）から風もらひ（貰）申ほ（檣）ぢはしせたて（此方檣代拾たる寸落帆桁御）亥子のほ忍も（仮檣ヲ建ル也）志り（走）一日ひとばん（晩）も志り（走）地方より又風ぢ（追）いおく（艇）やて西風こ也

三日到（昼）るまでは志り（走）又はを（帆）さけ（下）てなの（流）志

四日又西風ながれ（流）水たゝし（サリ）の之（成）をまし（飯）たくても
水すこし
五日又おき（沖）風にありて地方へはしり（走）
六日の八ツ時まではしり（走）又風なぎ（凪）て辰巳の
はう（方）へながれ（流）
七日もながれ（流）西風
八日もながれ（流）未西風にてくわん（観）おん（音）さま（様）のはう（方）へて（手）あ
はし（合）ておがみ
（此観音何国抔指テ遥拝セシヤト尋ニニ京清水之ト舩中一同立願セシトナリ）
九日ながれ（流）西風八ツ時辰巳に島あた（当）つてしま
あり此島子から午未長者（是漂流セシ島ノ形チ無人島ナリ）
十日ながれ西風なぎ（凪）てとま（苫）とり（取）てし（仕）たく（支）しを
その（其）ばん（晩）から沖風にて
十一日八ツ時まではしり（走）又大西風にて
十二日あさ（朝）みえ（見）ればしまのはう（方）へちかく（近）ながれ（流）き（来）て
かぢ（楫）立しま（島）のはう（方）へほ（帆）をまき（巻）て
十三日あさ（朝）かゝり（船掛）てでんま（伝馬）をおろし（卸）しま（嶋）のまはり（周）を
見廻りより午未のはう（方）のはな（岬）るすこし（小）つき（着）は（場）あり其さ（知）
たあがり（上陸）ててんま（伝馬）で米をはこび（運）たび（度）なみ（浪）をたうらばお
おも（思）うまゝ（侭）にゆかず（不成）
十四日此島みち（路）すむ（住）嶋なり里場に何（何）にもなき（無）是（是欲）あり

水れし石の上にたまり（溜）水をくみ（汲）鳥のふん（糞）まぜり（交）
乃水をのみ（呑）ており（居）此ばん（晩）船おゝい（全）あがり（上陸）

十五日すみか（住家）をさがし（捜）にきむ、中たに（谷）ちや（埜）すみか（住家）ある
よなところ（知）あり

十六日米をこし（サ）なゝをはしやま（侯約）川十一人にもどり
米を外を合すゝみ（究）きまり（極）

十七日いそ（礒）のかい（貝）をとり（取）にゆく（行）

十八日すまい（住家）あるところかまゑ（構）

十九日十一人かかゆ（粥）をたべ（給）てあさ[illegible]ねて（麻）くらし（暮）

廿日いそくせ（廉祭）に崎のまはり（周）を十一人にまはれど山まき
は又岩がきとかやはら（萱原）にてゆかれず（不能）して（行）又いそ（礒）はゆ
き（行）て加い（貝）とりてくらし（暮）

廿一日崎のまはり（廻）をてんま（伝馬）くまはき（廻）しちとを（埜）渡なし
あまいす いなさ（辰巳さう）の風にてあい（出逢）おいなお（大）あめ（大雨）まてない

廿二日あめ（雨）はきて（晴）あさ（朝）石の水を十一人が石の水を汲て
くらし（暮）

廿三日いそ（礒）はぢ（端）でくらし（暮）

廿四日あさ（朝）うらね（麻）とりおき（紀）とり

廿五日いそ（礒）へいてかい（貝）をとりくらし（暮）

廿六日ゆさうらすはり（坐）ており

内務省

廿七日あさからのり（海苔）とりくらし

廿八日そとかり（粗朶刈）火がつかず（不燃）してなんき（難義）

ミそか（晦日）船中きもの（着物）のとき（解）おり（草履）はくり（造）

ついたち（朔日）十一人が山いいて（行）くらし（暮）

二月二日大西風此ばん（晩）おなみ（大浪）てんま（伝馬）めげ（破舟）

三日十一人がね（寐）てくらし（暮）

四日、

二月五日すミかの（住家）囲ニふち（淵）ニ切此嶋ニ（石ニ彫付有之ト云）

古ハ餓く流人乗り候得を船を作渡り申候是ハ

北浦ニ穴有其内書置有也此道行の石ほり

内務省

六日魚たくさん（沢山）とり（捕）（此魚ヲ尋ルニ鯛ニ似テ鼠色のモノ石鯛ニ似タル物イツレモ尺五寸位持合タル鯉ノ針ニテ貝ヲ餌ニシテ十二匕釣得タリト）

七日八日から船ニ（是亜米利加船之）たきあらき

九日（以下日附有テ文字ナシ）十一日　十二日　十三日　十四日　十五日　十六日　十七日

無人島出嶋下田御番所ニ而渡し通船御切手

持て浦賀御番所ニ相成出島を度其後て以之

度又を度以前別度之

初度出島之者口書ニ穴居ニテ且流木ヲ集て

藤を以て結綴船の形ちニなし衣類を集て帆

ニ致し出帆四日程ニて八丈島へ着右嶋往方

内務省

抔板下ヘ書記穴中ヘ置候由到度聞出[illegible]若口書ニ右穴中ニ書置ける板を有しが板の文字不知と前ニ幸助が記為る石ニ彫候千文字を初度漂着之者建置たるなるへし初度出為之者之中ニ者十三年ヵ間右為ニ住為るも有数艘追て漂着住残たる者共出為到度目出為之者ハ（本ノマヽ）住[illegible]候如無事船漂着其船ニ而て出為是又ハ大為ヘ着前て之漂流人を路を取て喰甚泥毛抔以て摸衣服候由其[illegible]家の住浦賀御書所役抔受候由先番之者申傳候前之漂流人口書ニ貝抔取て喰し殻を焼て漆喰として煉て溜水の様ニして天水抔貯為[illegible]と今般の漂流人其跡を今弐ケ所有之[illegible]申之れ且以前之穴居も見出し[illegible]りと北邊之方ニ而穴入口横竪六尺程廣四尺程煙を抜候穴を明有之人力ニて堀為る穴なりと内ニ薄き箱有之手抔當しと直ニ散砕ケ灰の如なりと桐杓子の折候ツ煙管雁首壱ツ有之由為周り凡五里程山を挽を三ツ伏為る形チニて高サ八十五六町もあちんかと四方岩計ニて濱邊ニ無之赤く灰の如

くにて全焼島るとのならん山にも焼爛たる跡ありと是又今般漂流之者申之観捗る小漂流客の記識に胡乱にして信用ゐべからずといへどもよく其風涛に漂流せし順逆を點検し或は天度地盤の常勢を照査して星行考ふる時は漂着せし如くニヒトーマス島なる此島小笠原島の東北海北極高三十度二十分計りにある所の孤島にして八丈より東南百二十里洋中にあり

附説

小笠原島一名無人島（和蘭人是ヲウストエイランドといふ荒地島の義なり佛郎察（ランス）人曰くイレビデアルセウゲといふ）此島八丈の南洋百五十里北極高二十六七度の如に散在す文禄二年七月小笠原氏某（一説に信州深志営小笠原民部少輔貞頼なりといふ）ある者始めて探出せしに因て此島の総称とす其後延宝三年崎陽の人島谷市左衛門中尾庄左衛門島谷太郎左衛門（三家名天文地理に精於中市左衛門を和蘭陀人カスハんの門に受航海の術を学ひしといふ）台余を装り同年閏四月五日豆州下田を開帆し先八丈に至り夫より東南洋を探索し終に八十餘島を見

出し其島々天度の高下地形の廣狭物産等を詳にして同年六月廿日下田へ帰帆せしといふ

寛文年中幕府の士小笠原右近吉に乞ふて此島に出帆す其後天明年中青島俊蔵佐藤源六等余に依て再ひ此島を探る然るに皆其業を果さゝれは是我邦人の未た航海の学に通せさる故なり志あるものの豈警省せさる所あらんや

明治十五年九月

校合

村上一幹

河合光雄

淺草文庫

圖書局文庫